

○学校法人日本体育大学寄附行為

昭和26年3月7日

認可

昭和28年3月23日一部変更認可(短大設置)

昭和30年6月15日一部変更認可(幼稚園設置)

昭和32年4月27日一部変更認可(幼稚園名称変更)

昭和33年3月1日一部変更認可(桜華女子高等学校設置)

昭和35年3月4日一部変更認可(柏日体高等学校設置)

昭和38年3月15日一部変更認可(浜松日体高等学校設置)

昭和39年2月14日一部変更認可(目的など一部変更)

昭和40年2月16日一部変更認可校名変更(桜華一日体桜華)

昭和41年2月17日一部変更認可校名変更(荏原一日体荏原)

昭和47年6月2日一部変更認可(理事・評議員選任区分変更)

昭和50年3月25日一部変更認可(大学院設置)

昭和51年9月8日一部変更(法律改正により学科名追加)

昭和52年5月30日一部変更認可(役員・評議員の定数変更その他)

昭和54年9月3日一部変更認可(法人事務所の位置変更)

昭和59年5月24日一部変更認可(評議員増員、顧問設置)

昭和60年9月5日一部変更認可(理事増員)

昭和61年12月10日一部変更認可(日体柔整専門学校設置)

平成6年1月19日一部変更認可(桜華女学院中学校設置、日体桜華女子高等学校名変更、その他)

平成8年1月5日一部変更認可(日本体育会荏原中学校廃校、日体荏原高等学校商業科廃止)

平成9年3月28日一部変更認可(大学院研究科名変更)

平成14年3月25日一部変更認可(浜松日体中学校設置他)

平成15年6月12日一部変更認可(収益事業の追加)

平成16年5月27日一部変更認可(日本体育大学女子短期大学名変更)

平成17年5月25日一部変更認可(研究施設等削除他)

平成17年7月28日一部変更届出(保育科名称変更他)

平成20年3月11日一部変更認可(理事・評議員の定数変更他)

平成22年7月30日一部変更認可(理事・評議員の定数変更)

平成22年7月30日一部変更認可(所在地変更)

平成22年9月27日一部変更認可(桜華女学院高等学校名変更)

平成23年12月16日一部変更認可(理事・評議員の定数変更)

平成23年12月16日一部変更認可(法人名称の変更)

平成24年5月11日一部変更認可(児童スポーツ教育学部設置)

平成25年8月9日一部変更認可(保健医療学部設置)

平成25年12月20日一部変更認可(収益事業の廃止)
平成26年3月20日一部変更認可(大学専攻科(体育専攻)の廃止)
平成27年2月20日一部変更認可(兼務がある場合の理事・評議員の定数変更)
平成27年3月20日一部変更認可(日本体育大学女子短期大学の廃止)
平成27年3月20日一部変更認可(評議員選出人数の変更)
平成27年7月17日一部変更認可(高等学校の名称変更)
平成27年9月18日一部変更認可(収益事業の開始)
平成28年2月19日一部変更認可(大学院教育学研究科及び大学スポーツ文化学部の設置)
平成28年3月18日一部変更認可(日本体育大学附属高等支援学校の設置)
平成28年12月21日一部変更届出(日体柔整専門学校(名称変更))
平成29年2月17日一部変更届出(日体桜華高等学校及び桜華女学院中学校(名称変更))
平成29年3月17日一部変更認可(日本体育大学大学院保健医療学研究科)
平成29年3月17日一部変更届出(日本体育大学スポーツマネジメント学部)
平成30年5月29日一部変更認可(収益事業の追加、付随事業の開始)
令和元年12月20日一部変更認可(私立学校法改正に伴う変更)
令和3年9月14日一部変更認可(理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い改正に伴う変更)
令和4年3月3日一部変更届出(日本体育大学大学院体育学研究科)
令和4年3月4日一部変更認可(任期の特例)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人日本体育大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都世田谷区深沢7丁目1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うとともに、体育、スポーツの研究並びにわが国の体育、スポーツ指導者を養成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 日本体育大学 大学院 体育学研究科、体育科学研究科、教育学研究科、保健医療学研究科

体育学部 体育学科、健康学科、武道学科、社会体育学科

スポーツ文化学部 武道教育学科、スポーツ国際学科

スポーツマネジメント学部 スポーツマネジメント学科、スポーツライフマネジメント学科

児童スポーツ教育学部 児童スポーツ教育学科

保健医療学部 整復医療学科、救急医療学科

- (2) 日本体育大学荏原高等学校 全日制課程 普通科
- (3) 日本体育大学桜華高等学校 全日制課程 普通科
- (4) 日本体育大学柏高等学校 全日制課程 普通科
- (5) 浜松日体高等学校 全日制課程 普通科
- (6) 日本体育大学桜華中学校
- (7) 浜松日体中学校
- (8) 日本体育大学附属高等支援学校
- (9) 日体幼稚園
- (10) 日本体育大学医療専門学校

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) スポーツ・健康教授業

(付随事業)

第5条の2 この法人は、教育研究活動に付随する次に掲げる事業を行う。

- (1) 無床診療所
- (2) 柔道整復師施術所

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事15人
- (2) 監事2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事(理事長を除く。)のうち2名以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日本体育大学学長
- (2) 法人事務局長
- (3) この法人の設置する学校(大学を除く。)の長で互選した者 3人
- (4) 評議員のうちから評議員会において選任した者 4人
- (5) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 6人

2 前項において、第3号から第5号までに掲げる理事が、第1号又は第2号に掲げる職を兼ねる場合は、前条第1項の理事の数は、兼務数を減じた数とする。

3 第1項第1号から第4号までに掲げる理事が、学長、法人事務局長、学校の長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止できる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、3年(就任の日を起算日とする。)とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第10条 理事又監事が欠けたときは3月以内に補充しなければならない。ただし、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない非行があつたとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第13条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。常務理事が2名の場合は、その優先順位をあらかじめ理事会において定めるものとする。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこ

の限りでない。

- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長並びに出席理事のうちから互選された理事2人以上及び出席監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常勤理事会)

第19条の2 この法人及び設置学校に係る重要な事項を審議する機関として、理事会の下に常勤理事会を置く。

- 2 常勤理事会に関する事項は、別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じ、意見を述べる。
- 3 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第21条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、31人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 第19条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2 議事録には、議長並びに出席評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かななければならない。

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(6) 寄附行為の変更

- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員からの報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日本体育大学学長
 - (2) 法人事務局長
 - (3) この法人の設置する学校の長(大学を除く。)のうちから理事会において選任した者 5人以上
 - (4) この法人の職員で理事会において推薦された者の中から、評議員会において選任した者 4人
 - (5) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者 7~12人
 - (6) 学識経験者の中から、理事会において選任した者 7~12人
- 2 前項第5号と第6号を合わせた評議員の数は、19人以上とする。
- 3 第1項第3号から第6号までに掲げる評議員が、第1号又は第2号に掲げる職を兼ねる場合は、第21条第2項の評議員の数は、兼務数を減じた数とする。
- 4 第1項第1号から第4号までに掲げる評議員が、学長、法人事務局長、学校の長又は職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第26条 評議員の任期は、3年(就任の日を起算とする。)とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、補助金その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で定める5年の期間ごとに、理事長が編成

し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容。

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容。

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容。

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準。

(役員の報酬)

第39条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第43条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(役員 of 法人に対する損害賠償責任)

第46条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(責任の免除)

第47条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を

勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第48条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でない者に限る。)又は監事(以下、この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金50万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(役員 of 第三者に対する損害賠償責任)

第49条 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(役員 of 連帯責任)

第50条 役員がこの法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯債務者とする。

(書類及び帳簿 of 備付)

第51条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証票書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告 of 方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第53条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和52年5月30日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の日現在在任中の役員及び評議員は、第7条及び第13条の規定により選任されたものとみなす。
- 3 この寄附行為の施行の日現在在任中の役員及び評議員(学長である理事及び学長、校長である評議員を除く)の任期は、第10条及び第14条の規定にかかわらず昭和53年6月2日までとする。

(任期 of 特例)

4 第9条第1項及び第26条第1項の規定にかかわらず、令和4年4月1日において現に役員又は評議員である者の任期は、令和7年6月7日までとする。

附 則

この寄附行為は、昭和54年9月3日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和59年5月24日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和60年9月5日から施行する。

2 この寄附行為の施行により新たに選任された理事の任期は、第10条の規定にかかわらず昭和62年6月2日までとする。

附 則

この寄附行為は、昭和61年12月10日から施行する。

附 則

平成6年1月19日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

平成8年1月5日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

平成9年3月28日に文部大臣の認可を受けたこの寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年3月25日)から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年6月12日)から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年5月25日)から施行する。

附 則

(施行日)

1 この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

(日本体育大学女子短期大学部保育科の存続に関する経過措置)

2 日本体育大学女子短期大学部保育科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行日)

文部科学大臣認可(平成20年3月11日)のこの寄附行為は平成20年6月8日から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成22年8月17日)から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

文部科学大臣認可(平成24年1月31日)のこの寄附行為は平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

文部科学大臣認可(平成24年1月31日)のこの寄附行為は平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

文部科学大臣認可(平成25年10月31日)のこの寄附行為は平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

文部科学大臣認可(平成26年3月14日)のこの寄附行為は平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成27年3月31日)から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成27年8月31日)から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成27年5月11日)から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成27年12月11日)から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成28年8月31日)から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

文部科学大臣認可(平成28年6月20日)のこの寄附行為は平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

文部科学大臣認可(平成29年8月29日)のこの寄附行為は平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

平成30年8月23日及び平成30年8月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行日)

令和2年3月16日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和3年9月14日)から施行する。

附 則

(施行日)

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

令和4年3月4日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。